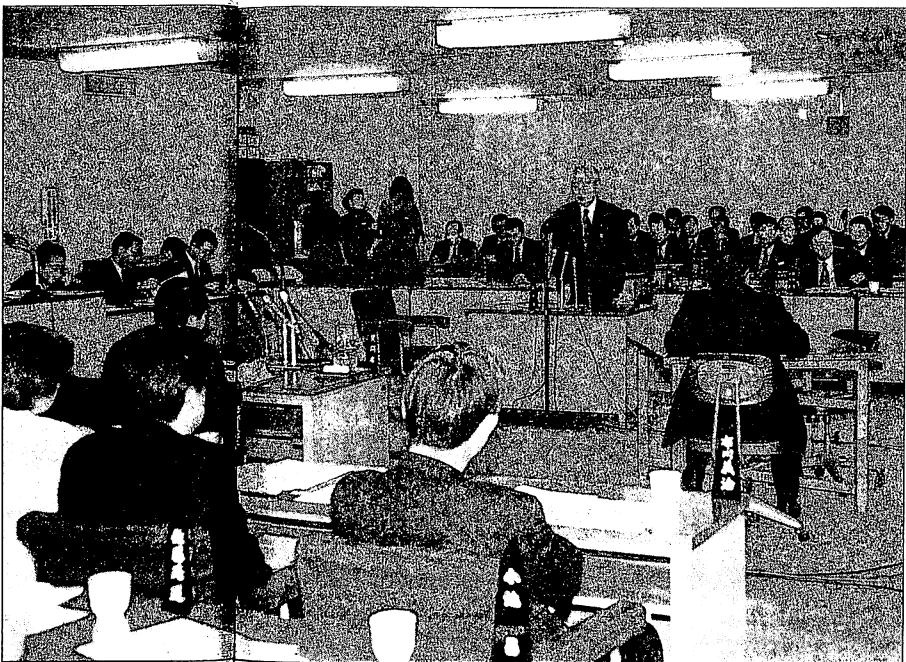


# 辻褄あわせの手順を凍結し 「道民合意」の基本論議を

## 幌延・核廃棄物処分研究施設問題の現在

科学技術庁が堀知事に立地を申し入れている高レベル放射性廃棄物処分研究施設（仮称・深地層研究所）の問題をめぐる、道は今年に入って、検討作業のスケジュール消化を急いでいる。「道民合意」のための手順は示されず、議論を深める場も設けられないまま進められる作業に、批判の声が上がる。「処分地につながる火種をつくってほしくない」という周辺自治体の慎重論も根強い。道は、辻褄あわせの手法を凍結し、「道民合意」の基本論議をしていくべきだ。



道議会予算特別委員会で答弁に立つ堀知事(3月22日)。「処分場を受け入れる考えはない」と表明したが、研究施設は受け入れに傾いている

### 近隣首長は慎重 立地計画に懸念

幌延町の東隣りに位置する猿払村は人口三千人あまりの漁業と酪農の町である。かつて天北炭田の中心地として三つの炭鉱があり、十一年前までは天北線が走っていた。いまでは、ヤマも鉄路も姿を消したが、この二十年間というものの村の人口は極端に減っていない。炭鉱、戦後開拓、漁業、林業いずれも不振となり、どん底を体験したこの村は、七〇年代初めから漁協と村との二人三脚でホタテの大量放流事業に取り組み、それが軌道に乗ったことが大きい(詳しくは、鎌田慧「ドキュメント」を参照)。

する空気も一部にあるが、国や核燃料サイクル開発機構(核燃)のやり方をいぶかり、慎重姿勢を見せる人が多い。堀知事が公約に掲げた「道民合意」は得られそうにもない。

### 跡利用や交付金を 夢みる幌延町

震源地の幌延町は、放射性廃棄物処理施設を誘致してきた稀有な自治体である。町議会も十六年前、町長提案の「原子力関連施設誘致に関する議案」を十二対三の賛成多数で議決しており、その後もこの議決は生きている。

二月二十四日の町議会深地層研究所等調査特別委員会。道の検討委が二月一日に発表した「施設に放射性廃棄物を持ち込ませない担保措置として、核燃との協定が有効」などとする報告書の中身が、この日の議題だった。

協定内容には「施設は、研究終了後閉鎖するものとし、地下施設を埋め戻す」とある。水面下で核燃は、「いま黙っていてくれないと、立地話がまとまらない」と町側に口止めしているらしいが、これには推進派町議たちの反発

ント地方(「筑摩書屋」を参照)。

三月下旬、ホタテをデザインした役場庁舎で、わたしは笠井勝雄村長と会っていた。科学技術庁が道に立地を申し入れている、深地層研究所(仮称)計画に対する見方を聞くためである。

「(原子力関連施設について)とやかく言われるだけでも嫌な気持ちだね。猿払の漁業は、ホタテを中心に年間七十一億円の水揚げがある。だから、住民にしたら「やっかいものはいらない」となる。住民が嫌がるものを私が「いいよ」なんて言えないでしょ」

笠井村長の意見の詳細は次頁を読んでいただきたいが「争いの火種をつくらなくてくれ」という、ごく自然な願いに尽きる。天北線の廃止反対運動をやったとき、国を追及する地元首長らに道が注文をつけて前に立ちほだかった、悔しい思い出もある。

三十一年前に教育長から村長になり、寒村の再生に奔走してきた。いまは八期目、道内の首長のなかでも重鎮である。喜色満面でホタテの話をする。酪農はきびしいが、漁業は順調で、観光の入り込みも増えてきた。その自信が「やっかいな施設は不要」という主張

を支えている。

「やみくもに人口を増やせばいい、というものじゃない。安定した所得があるって、住んでいる人が幸せな村づくりが本当だと思うね(笠井村長)」

と胸を張る。道内有数の村にした実績がある人の弁だけに説得力がある。国にすぎり、人々が敬遠する施設の誘致に走る隣町とは対照的だ。

まわりの懸念をよそに原子力関連施設の誘致運動を進めた幌延町に対して、近隣の町は冷やかな視線をむけてきた。浜頓別町もその一つである。

二月中旬、道庁内に設置した委員会の報告書を携えて、道経済部の担当者が周辺自治体に説明してまわった。浜頓別の市川昇町長は、地元の産業廃棄物処分施設の設置場所にまつわる経緯を、この担当者に紹介した。

同町では、既設の建設廃材処分場が満杯になったので、ベニヤ原生花園の近くに新たな施設を計画し、道も認可

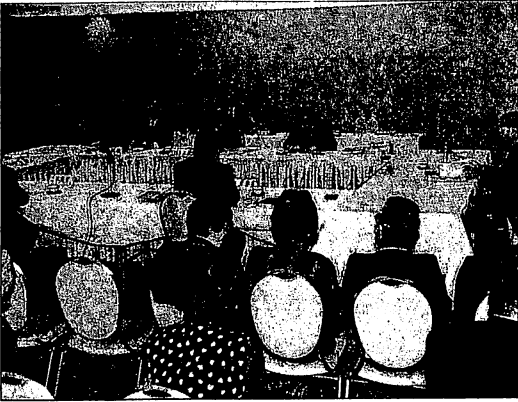
していた。が、漁民のなから海に対する影響や風評被害を心配する声が出され、町が調整に乗りだし、最終的には別な場所に変更している。

「計画は法的にも問題なかったが、少数の住民であっても反対の声を尊重して、町として計画を変えた。幌延の問題でも、同じことではないか」

市川町長は担当者に対して、こう説明したという。住民の生活を守る首長として、真つ当な姿勢と思う。

三月中旬の定例町議会。幌延やその周辺で旧動燃が処分候補地の極秘調査を行なったことや、処分法との関連などについて、鈴木芳孝副議長から一般質問があった。市川町長は、町議会の「原子力関連施設の立地反対決議(八八年)を尊重すると明言し、現在の計画についても「状況的に以前と変わっていないのではないかと。慎重に扱うべきだ」と答弁している。

近隣自治体の首長には、道に気兼ね



道OBを座長に就任させ批判を浴びた有識者懇談会(上)と会場前で座長  
辞任を求める市民団体の人たち(下・3月1日)

情がある場合以外は  
会長にしない、との  
基準がある。また、  
新たな機関を設置す  
るときには庁内協議  
も義務づけられてい  
る。  
が、この問題を所  
管する経済部は「懇  
談会は付属機関等に  
該当しない」と勝手  
に判断し、庁内協議  
もしていないかった。  
明らかルール違  
反に対して、幌延問

題道民懇談会(上田文雄代表)などか  
ら座長の解任や辞任を求める申し入れ  
がなされたが、道や伝法氏はこうした  
声を無視。二月下旬の道議会エネルギー  
問題特別委で波及されると、道は「懇  
談会は公職的なものであり、この基  
準には該当しない」と突っぱねた。「取  
り扱いの考え方についての整合性を欠  
いた」(3月21日の予特委で)と非を認  
めたときには、懇談会はすでに終了し  
ていた。結論を急ぐための異常な運営  
としか言いようがない。  
「立地の一番大きな理由は、幌延町が  
手を上げているからで、科学的な根拠  
がある話じゃない。報告書にある『核  
抜き施設のだから、協定の締結が安全  
の担保になる』というやり方で進めると、  
次のステップ(廃棄物の持ち込み  
につながる)し、道民合意の手法につ  
いても全く触れられていない。懇談会も  
傍聴したが、座長が自分の都合のいい  
方向に誘導し、議論になりかかると単  
なるおしゃべりの場にしてしまう。こ  
れでは、まるで茶番劇だ。議事録をき  
ちんと公開し、議論の流れを明らかに  
すべきだった」  
こう批判するのは、核廃棄物施設誘



施設の跡利用や電源三法の適用を夢み  
る上山・幌延町長

が強い。坑道跡を地下公園にするなど  
夢物語を描いているからである。  
「町はこの協定の内容はストレート  
OKということですか」  
と藤井秀夫議員が質すと、上山利勝  
町長は「即埋めてしまおうということ  
ではなくて、いろんな角度でせつかく掘  
った穴というのは利用しなきゃ駄目だ  
と、そんなふうを考えております」と  
跡利用を強く期待する答弁。その一方  
で、「二番 町長の自分がイライラも  
するし、カッカもする」「知事が立地受  
け入れを表明するよう」じつと詰まる  
まで我慢するという段階」と正直に  
心情を吐露した。

今野勝夫議員も、坑道の埋め戻しは  
「絶対阻止してもらいたい」と迫り、  
電源三法交付金の対象にする運動も強  
力に進めるよう注文をつけた。上山町

長は電源三法について、我が意を得た  
りとはかりに、「適用対象にするよ」  
徹底的にものを申す「知事の考え方が  
出た段階で、かなり皆さん方にも忙し  
い思いをしていただく」と応えた。町  
長、推進議員いずれも、カネの成る木  
がほしいのである。

一般質問に対しても、埋め戻しをせず  
に「有効利用をしていきたい」との見  
解を繰り返して述べている。こうした発  
言について道側は、同日二十一日の道  
議会予算特別委員会でも、「埋め戻しの規  
定を変える考えはありません」堀武経  
済部長(当時)と答弁。道と地元自治  
体の意思が一致しないのだから、これ  
もまた「道民合意」の道遠しいとい  
ったところだ。

地下公園やトナカイ観光と結びつけ  
た利用といった構想は、かなり荒唐無  
稽なものといえる。  
昨年八月に核燃の外部委員会がまと  
めた「研究開発課題評価報告書」には、  
「幌延の場合、ライニングなしに直接  
(深地層の)岩盤に触れることができ  
るような状態を保つことは、なかなか  
困難のように思える」とする委員の意

### 有識者懇談会で 道の内規に違反

道は、前出の「報告書」を発表した  
六日後、地質学や地盤工学、行政法な  
どの学者六人に委嘱して「深地層研究  
所計画懇談会」を発足させた。そして、  
えてくれる。国にばかり期待してい  
ると、行き着くところは、高レベル廃棄  
物の最終処分場を受け入れるしかなく  
なるのではないか。



### ◆近隣自治体からの意見

## なぜ幌延か疑問 火種つくるな!

猿払町長 笠井 勝雄さん

村のみなが関心を持っているのは、  
「なぜ幌延なのか?」です。とっ  
て幌延が決まったか?という、町が手  
を上げたか?でいい。幌延町には産業  
振興という目的があるかもしれないが、  
国の方針だから何をやっていいわけ  
じゃありません。

うちの村では、農協も漁協も反対だ  
し、住民のなかにも「あんなもの」と  
いう声は強い。「絶対反対ですよ」とい  
う住民もいます。住民に向かっ  
て「国がやることで、道が協力するんだから  
イェスと言え」なんて言えませんよ。  
(原子力関連施設は)好ましくないし、  
いらぬよという発想だから、俺は賛成  
しないよという方針を貫いてきました。  
浜の漁師はホラチが盛漁ななかで、  
サハリンからの油流出を心配している。  
この問題も同じだし、風評被害のこと  
もあります。

(原発を運転する)「ミが出る」  
は最初から分かっていただけで、タカ  
を括っついて(国などは)「絶対は大  
丈夫だ」と言ってきた。絶対安全な  
都会でやってほしい。都市に住んでい  
る人もふるさとほこちにあるわけだ  
し、安全(な施設)ならばここに持っ

てくる必要はない、と言いたい。  
(20年ほど前の)この問題の始まりの  
とき、幌延の町長は留萌や宗谷管内の  
町長らの誰にも相談しなかった。なん  
でもない平穩無事なところ(混乱の)  
元をつくる。そういう考え方がおかし  
い。酪農と漁業を基幹産業と定めて一  
生懸命やっているのに、幌延町は穴を  
掘ってもつけようという見ている。  
「人の嫌がる仕事はもうかる」と昔か  
らいうけれど、しなくて済むならそれ  
でいいんでないかい。

不可解なのは道の態度で、直接、道  
民の声を聞かなければならぬのに、  
別のほうを向いている。(核燃との協  
定や案例のことを検討しているよつで  
すや、なるべく余計なことをしないで  
くれと言いたい)。核を持ってこないで  
と言ったつて、とてど約要するか分か  
らないのに、道は弱腰だね。沖縄みた  
いな姿勢でいくべきじゃないですか。  
いったん穴を掘ったら、もったいな  
いから、そこをやる」となりかねない。  
しかも、この火種はつくりたい。  
十年も二十年もこの問題でやってきた  
んだから、道はすっきりしてほしい。  
争いになるようなことをしないのが「平  
和」というものです。(談)

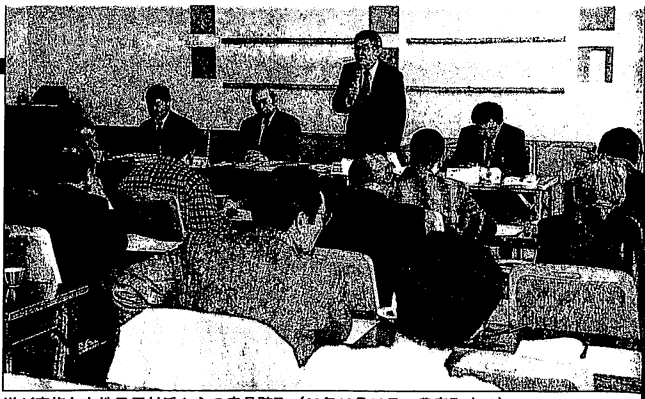


「道は説明責任を果たせ」と語る道北連絡協の久世事務局長

致に反対する道北連絡協議会の久世薫事務局長である。

道は今後、幌延と近隣市町村、札幌市内で「意見を聞く会」を開催する予定で、その後、議会議論などをへて堀知事が受け入れの是非を判断するスケジュールを描く。同会は、「意見聴取の前に、道がやろうとすることを住民に説明することが先だ」と道に申し入れており、「道民合意のための手法として、道北での住民投票やアンケート調査の実施も求めている。

科技庁も核然に説明させ、道は意見を聞き置いただけでは、住民に対する説明責任を欠いた旧態依然のやり方といえる。九八年の立地申し入れから現在まで、道の部長級以上の幹部が道北を訪れて、住民たちと対話する作業もなされていない。これでは道民のほうを



道が実施した地元反対派からの意見聴取（98年12月12日、豊富町内で）。厳しい意見が相次いだ

高レベル廃棄物の処理・処分に関する技術開発の主要な権限も通産大臣にある（核燃料サイクル開発機構法第24条ほか）。科技庁には、「北海道を除外する」と断言できる法的な権限はなく、リッブサービズ以上のことは表明できない仕組みになっている。

にもかかわらず、道や連合などは科技庁から「除外回答」を得ようと、政治的な駆け引きをする。これでは、二軍選手を相手に野球をするようなもの

むいた道政とはいえない。

山口博司副知事は経済部長時代の一年前、「この施設の立地をめぐって、道が住民を説得するようなことをしない」と公言している。しかし、道の幹部たちは、問題の大きさを理解しないまま、立地受け入れに誘導すべく、辻褃あわせを部下に指示しているのではないかと「時のアセス」などで堀道政が掲げた「虚心坦懐に議論する」というスタンスに戻るべきだ。

## 「幌延除外」で政治的駆け引き

道は二月下旬、堀知事の支持母体である連合北海道などが作成した二十項目の質問状を受け取り、そのまま科技庁に照会した。その回答をめぐって、水面下で政治的な駆け引きが続いた。回答の焦点は、北海道が処分場の除外地域になるかどうか、である。

科技庁長官は九八年十二月、知事の照会に対して、「地元が受け入れないと表明されているもとは」との条件付きで、道内が処分場などの立地場所にならない旨の回答を出している。これ

を裏返して読むと、「地元がOKならば立地可能」となる。

原子力委員会などは「研究施設の計画は処分場の計画とは明確に区別して進める」との見解を示しているが、これは「計画の区別」であって、地層や立地地域の区別とは言いがたい。さらに、通産省・資源エネルギー庁が今回会上程した「特定放射性廃棄物（注）高レベル廃棄物のこと」の最終処分に関する法律案」には、処分研究と処分場の立地プロセスとの関係が全く書かれておらず、研究所計画がなし崩し的に処分場につながる恐れがある。

道民の間にこうした疑念があることを道や連合なども無視できず、水面下で回答内容のすり合わせを行なった。科技庁は、事務レベルで「処分場の計画が幌延町に提案されることはありません」との回答案を準備したが、直後に幹部の判断でこれを撤回した。

科技庁幹部の判断は、しごく当然といえる。法案成立後、「原子力発電環境整備機構」という名称の認可法人（処分事業の実施主体・今年中に設立予定）が実際の処分地の選定作業にあたり、通産大臣が同機構を所管する。また、

## 志の低い条例 制定の模索作業

だ。しかも、水面下のやり取りなので、一般道民は蚊帳の外に置かれている。この計画は、核燃料サイクル政策の根幹にかかわるものであり、小手先の駆け引きでは政策を転換できない。廃棄物問題の基本を踏まえ、道は国に対して、処分事業と処分研究の分離を明記した法整備などを求めていくことが先であろう。

道などは、科技庁から意に沿う回答が得られないとみるや、それまで否定的だった「放射性廃棄物の持ち込み拒否条例」の制定を模索しているという。慎重論が根強い幌延周辺の首長などの判断を「立地容認」の方向に誘導するためにも条例化が有効とみている様子が見える。これは、ご都合主義というものだろう。

いま、日本の自治体のなかでは「核持ち込み拒否条例」は三例ある（都道府県レベルのものはない）。もともと新しいものは今年三月二十七日、鹿児島県屋久島の屋久町議会が、医療用を除

くすべての核物質の町内持ち込みと核関連施設の立地を拒否する内容の条例を全会一致で可決している（3月28日付け「南日本新聞」）。昨年からの種子島の西之表市にある馬毛島などで使用済み核燃料の中間貯蔵施設の誘致話が表面化。立地反対の住民運動が盛り上がりつつあることを受けて、「核施設と世界自然遺産が共存するのは無理がある」と、屋久町長が条例を提案したものだ。近隣町村にも反対の意思表示を呼びかける、という。

こうした住民運動に根ざした条例によって地元的意思を明確にするならば、法的効力は別にしても、意義があると思う。それに比べると、道などの条例化の模索は「核関連施設の立地容認」と引き換えにするものであり、あまりに志が低く、足元にもおよばない。

高レベル廃棄物の処分問題は、法整備によって取りあえず事業の受け皿ができたとしても、処分場の立地に手を上げる自治体が簡単に現れるとは思えない。有珠山の噴火で分かるとおり、地殻変動の激しい日本列島で地層処分が実現できる技術的な裏づけも乏しい。アルトニウムは余っており、使用済み

燃料の再処理政策は近い将来に転換せざるを得ないだろう。

とすると、「二〇三〇年代から四〇年代にかけて処分場の操業をめざす」という原子力委員会などが描く処分スケジュールは、絵に描いた餅にすぎなくなる。そんな不確かな処分政策のために、当初計画で約三百五十億円もの事業費を投じることは、国費の無駄遣いというものだ。

不安の火種をつくり、住民を不幸にする計画に対して、道はスケジュール消化にむけた拙速な進め方を改め、道民が議論する場を保証すべきである。